

榛東村地域福祉計画・ 榛東村地域福祉活動計画

第3期計画

令和6年度～令和11年度

概要版

令和6年3月
榛東村・榛東村社会福祉協議会

1

地域福祉ってなに？

「地域福祉」とは、住み慣れた地域で誰もが安心して生きがいを持って暮らせるよう、**地域の人と人とのつながりを大切にしながら、共に支え合い、互いに助け合う地域づくり**に向け、**地域住民や行政が相互に協力する仕組みをつくること**です。制度に基づくサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくことです。

2

地域福祉計画と地域福祉活動計画ってどんな計画？

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識に、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げ、それぞれの立場で、それぞれの役割を担うとともに、相互に連携し、補完・補強し合いながら地域福祉を進展させていく、言わば車の両輪となるものです。

本村においては、**理念・基盤・仕組みづくり**である「地域福祉計画」と、それらを実現するための**地域住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」**を一体的に策定しました。一体的に策定することで、それぞれの内容の共有や、支援する施策を相互に盛り込むなどの密接な連携を図ることができます。

3

計画の基本的な考え方

本村では、第2期計画において、住民一人ひとりの尊厳を守り、地域の支え合いのもとで、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生きていくことのできる地域社会を目指して、地域福祉を推進してきました。今後もこの方向性を継承し、次の基本理念のもと、自分が暮らす地域に愛着を持ちながら、住民みんなが力を合わせて、誰もが安心した生活を送ることができる地域社会・地域福祉の形成を推進します。

【基本理念】

一人ひとりが思いやり、共に支え合い、
安心して暮らせるむらづくり



4

計画の期間

計画期間は、**令和6年度から令和11年度までの6年間**とします。なお、村を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。

基本理念	基本目標	基本施策
一人ひとりが思いやり、共に支え合い、安心して暮らせるむらづくり	基本目標1 支え合い、 一人ひとりがつながる むらづくり  	1 制度やサービスの情報の収集と発信 2 包括的な相談体制の充実 3 生活課題・福祉ニーズの把握と 支援体制の確立
	基本目標2 一人ひとりの想いを かたちにする むらづくり   	1 福祉教育の充実 2 地域福祉活動への参加促進と支援 3 ボランティアの育成・活動支援
	基本目標3 つながりが生み出す ふれあい豊かな むらづくり   	1 福祉・医療・保健・教育・地域組織などの 関係団体や他機関との連携 2 地域福祉ネットワークの強化
	基本目標4 協働による安全・安心な むらづくり   	1 避難行動要支援者情報の把握と共有 2 災害時等の支援体制の整備 3 地域における交流活動の充実 4 安全・安心なむらづくりの推進

«持続可能な地域づくり～SDGsの視点～»

平成27年9月の国連サミットにおいて、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取組が進められています。SDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものです。本計画においても、SDGsの17の目標の達成に貢献していくことが求められます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



6

施策の展開

基本目標1

支え合い、一人ひとりがつながるむらづくり



多様化した生活課題の解決を図り、誰もが社会参加できる社会環境の実現を目指し、公共サービスのみならず、多様な民間サービスの振興に努めるとともに、相互に連携を図り、地域福祉の一層の向上に努めます。

関係機関と連携して身近な地域での相談体制や福祉サービスの充実、情報提供や包括的で専門的な支援につなげる仕組みを構築していきます。

《具体的な施策・取組》

- 1 制度やサービスの情報の収集と発信
- 2 包括的な相談体制の充実
- 3 生活課題・福祉ニーズの把握と支援体制の確立



協働による取組



- ひとりで悩まず誰かに相談してみましょう。
- 近隣住民同士で日常的な見守りや声かけを行いましょう。
- 地域の団体間の連携を図り、より多くの利用者の交流の機会づくりに努めましょう。

社会福祉協議会による活動の方向



- 民生委員・児童委員、人権擁護委員、行政相談員、民生委員・児童委員経験者、主任児童委員経験者による相談を行います。また、相談員が情報を共有できるような場づくりに努めます。【心配ごと相談所開設】
- 高齢者に対する生活支援の充実を図るとともに、介護予防・日常生活支援総合事業の担い手を確保するなど、地域で支え合う体制づくりを推進し、協議体を効果的に運営します。【生活支援体制整備事業】

村の施策の方向



- 各種相談や教室等の機会を利用して地域における潜在的なニーズを把握し、高齢者や障害のある人、子育て家庭等の相談機能の充実や実情に合った適切な情報提供を行います。
- 地域の団体や社会福祉協議会、行政等からの各種情報が地域へ円滑に提供できるよう、民生委員・児童委員や各種相談員の活動を支援するとともに、研修会や相談員相互の情報交換等を充実し、更なる資質の向上に努めます。また、多様な相談者に対し、柔軟かつ多様な対応方法を検討します。

基本目標2 一人ひとりの想いをかたちにするむらづくり

住民の相互理解や尊重につながるよう、学校や地域で福祉の心を育む教育や人権を理解する教育を推進し、地域福祉の意識の向上を図ります。



住民同士のつながりの変化や高齢化、人口の減少などによる地域の機能低下が懸念されています。地域の人々が互いに支え合い、助け合う社会をつくるためには、身近な地域での福祉活動の活性化が重要です。

身近な課題に気づける地域社会を目指すため、地域の交流活動や交流の場づくり、福祉活動を担う人材の育成を推進し、地域福祉活動を推進します。

《具体的な施策・取組》

- 1 福祉教育の充実
- 2 地域福祉活動への参加促進と支援
- 3 ボランティアの育成・活動支援



協働による取組

- 自分が住む地域の状況に関心を持ちましょう。
- 学校や福祉の現場と連携し、福祉教育を充実させましょう。
- 身近な地域活動に参加し、地域福祉に関心を持ちましょう。

社会福祉協議会による活動の方向



- 福祉への関心を深め、自分たちにできること、共に生きることについて考えることを目的に、学校と連携した福祉体験や講演会の実施に加え、今後は住民とともに地域福祉への理解と関心を高められる事業の実施に努めます。【福祉教育推進(体験教室、講演会)】
- ボランティアの育成講座や救急救命講習等、ニーズに合った各種ボランティア教室を開催します。【ボランティア教室】

村の施策の方向



- 学校や地域と連携し、高齢者や障害のある人、子どもとの交流や体験学習等を通して、児童生徒に福祉の精神の育成を図ります。また、人権教育の推進を通して、すべての人を尊重し、思いやりの心をもって助け合う精神を育みます。
- 村の広報紙やホームページ等を活用し、住民の地域活動やボランティア活動等への関心を高めます。

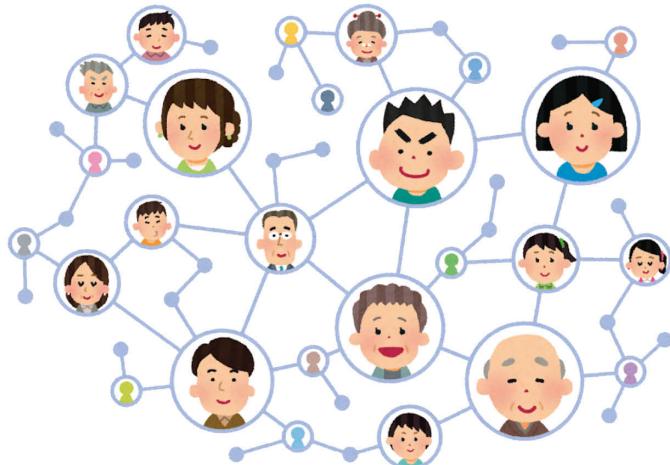
基本目標3 つながりが生み出すふれあい豊かなむらづくり

福祉・医療・保健・教育・地域組織などの関係機関や団体との連携を深め、地域福祉活動に対する意識の共有や連帯感の強化を図り、きめ細やかな支援体制の確立につながる、顔の見えるネットワークを構築します。



《具体的な施策・取組》

- 1 福祉・医療・保健・教育・地域組織などの関係団体や他機関との連携
- 2 地域福祉ネットワークの強化



協働による取組



- 日頃から身近な人や団体等との交流を大切にしましょう。
- 地域に必要な支援の体制や機能を検討し、社会福祉協議会や行政に相談してみましょう。
- 民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の関係機関や団体、行政との連携を深めましょう。

社会福祉協議会による活動の方向



- 高齢者や障害のある人、子育て家庭等、ネットワークを強化するため、各種団体活動の支援を推進します。【各種団体への支援】
- 住所氏名、医療情報、緊急連絡先等を記入し、専用容器に入れて冷蔵庫のドアポケットに保管します。安心カードを設置している世帯の情報を渋川広域消防本部と共有し、緊急時における迅速な対応に備えます。【安心カード設置事業の推進強化（見守りネットワーク）】

村の施策の方向



- 保健・医療・福祉関係者との意見交換会や定例会議、ケース会議等を開催し、支援を必要としている人が個々の状態に応じた適切なサービスが受けられるよう、情報の共有や支援体制を総合的に調整し、地域で支える仕組みづくりを進めます。
- 自治会を中心とした小地域における地域福祉推進体制を強化するため、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、行政等の連携、情報提供体制を強化します。

基本目標4 協働による安全・安心なむらづくり

「地域の安全は地域で守る」という考え方のもと、見守りや支援が必要な人が緊急時や災害時に孤立しないよう、日頃からの見守り体制の充実や、避難行動要支援者名簿の活用等を促進し、的確な支援につなげます。

また、生活支援や防災訓練等の活動支援、防犯対策の推進などにより地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

3

すべての人に
健康と福祉を



11

住み続けられる
まちづくりを



17

パートナーシップで
目標を達成しよう



《具体的な施策・取組》

- 1 避難行動要支援者情報の把握と共有
- 2 災害時等の支援体制の整備
- 3 地域における交流活動の充実
- 4 安全・安心なむらづくりの推進



協働による取組



- 見守り・声かけを積極的に行いましょう。
- 地域の防災・防犯活動に参加しましょう。
- 住民支え合いマップづくり等に参加し、避難行動要支援者の情報を地域で共有することで、関係機関との協力体制を築きましょう。

社会福祉協議会による活動の方向



- 住み慣れた地域において、見守りが必要な方々に対して地域住民自らが主体となり、関係諸機関との協働により見守り・声かけや安否確認等を行うために、地域支援者（自治会役員、民生委員・児童委員、消防団員、防災ボランティア等）が自治会ごとに集まり「顔の見える関係づくり」を大切に、地域の詳細情報を共有し、住宅地図に示したマップの情報を毎年更新し作成します。マップづくりは災害時等における避難行動要支援者の迅速な避難活動や個別避難計画作成において重要な役割を担っています。【安全安心むらづくり事業～住民支え合いマップづくり（見守りネットワーク）】
- 個人情報に留意しながら、専門職支援が必要な方達に対し専門職から情報提供を受けながら、福祉避難所の選定や避難経路の確認等を行い、支援体制を整えます。【個別避難計画を活用した専門職連携】

村の施策の方向



- 個人情報の保護に留意しながら、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会、ボランティア等と連携して避難行動要支援者の把握を行うとともに、災害時の具体的な支援体制を強化します。
- 「榛東村地域防災計画」に基づき、地域における安全なむらづくりを推進します。また、警察との連携を強化し、防犯パトロールの支援体制を強化します。

計画の推進に向けて

(1) 協働による計画の推進

本計画の特徴は、「**地域とともに地域の課題を考え、地域福祉を向上させていく**」ということにあります。住み慣れた地域で助け合い、支え合える地域を実現させていくためには、行政の取組に加えて、地域住民との協働が不可欠となります。また、地域の中で活動するボランティア、NPO法人、サービス提供事業者、企業、商店なども地域福祉の重要な担い手となります。

村及び社会福祉協議会では、ボランティア、その他計画推進に関連する団体との連携を図りながら施策を進めてきました。

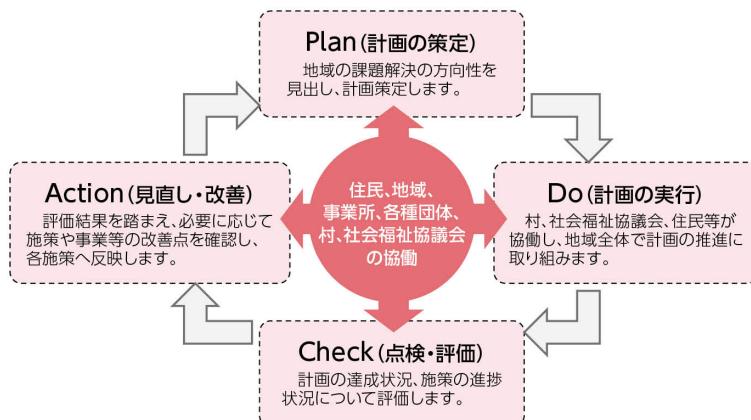
今後も定期的に協働の立場で意見交換できる機会を設けて、計画を推進していきます。



(2) 計画の進行管理

本計画に定める成果目標及び施策の進捗状況については、定期的にその実績を把握し、関連施策の動向も踏まえながら分析・評価、改善・見直しを行います。併せて、有識者等による会議を定期的に開催し、施策の評価、方向性見直しの必要性などを検討します。

設定した成果指標や事業の実績などを用いて、施策・事業の有効性について検証・評価・見直しを行い、次期計画の策定へとつなげていきます。



第3期榛東村地域福祉計画・地域福祉活動計画【概要版】 令和6年3月

発 行 榛東村・社会福祉法人榛東村社会福祉協議会
企画・編集 榛東村 住民生活課
TEL 370-3593
群馬県北群馬郡榛東村新井790番地1
TEL 0279-26-2494

社会福祉法人榛東村社会福祉協議会
TEL 370-3503
群馬県北群馬郡榛東村新井507番地3
TEL 0279-55-5294